

愛川町教育委員会

平成25年9月24日

愛川町教育委員会 9月定例会会議録

- 1 会議日程 平成25年9月24日（火）
午後2時00分から午後2時58分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告事項
日程第4 教育委員会委員長の選挙について
日程第5 教育委員会委員長職務代理者の指定について
日程第6 その他
 (1) 教育委員会点検・評価について
 (2) いじめ防止対策推進法について
 (3) 食物アレルギーについて
- 4 出席委員 教育委員長 榮 利 隆 一
 委員長職務代理者 岡 本 弘 之
 教育委員 井 上 正 博
 教育委員 平 田 明 美
 教育長 熊 坂 直 美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
 教育次長 佐 藤 隆 男
 教育総務課長 熊 坂 祐 二
 生涯学習課長 山 田 正 文
 スポーツ・文化振興課長 小 島 義 正
 教育開発センター指導主事 高 山 真 一

指導室指導主事
教育総務課副主幹

板橋 康史
井上 守

◎開会

- （榮利委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人です。定足数に達しておりますので、9月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （榮利委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （榮利委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (榮利委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (榮利委員長) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、(1)教育長報告事項について説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- (榮利委員長) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。

(1)教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。

平田委員、どうぞ。

- (平田委員) 教育長にお尋ねします。10日の愛子連の役員会ですが、ここ五、六年前、もう少し前から子供会離れが増えてきて、今愛子連としてはどのような取り扱いでやっていらっしゃるか、お尋ねしたいんですけども。

- (熊坂教育長) この会議は定例の会議でございまして、今後の行事等を中心に話し合いがございました。

1つは、11月の第2土曜日に予定をしておりますふれあいレクリエーションの関係。各小中学校区で、どのように今授業の内容の進め方が進捗しているか、そういう調整の会議をいたしました。6小学校区ともいろんな工夫がされて、今後順調に行くような形で進んでいるという報告がございました。

それからもう一つは、2月に愛子連の主催行事として、小学校5、6年生が中心になるかと思いますが、バスを使いましてJAXAへ見学に行く行事を持ってございます。この計画について概要の説明があり了承がされ、これから募集等をどうしていくか、当日愛子連の役員がどのように役割分担するか、こういうようなことを決めていこうということで進んでございます。2月の後半の土曜日だったでしょうか、予定がされてございます。

実は昨年1回開催しまして、かなり好評であったということで、今年も同じくらいの人

が、七、八十人というようなことを聞いていますが、そのくらいの参加があるのではないかと、そんな予想がされてございます。

以上でございます。

○（榮利委員長） 平田委員、よろしいですか。

○（平田委員） はい、結構です。ありがとうございました。

○（榮利委員長） そのほか、委員さん、何かございますか。

はい、井上委員、どうぞ。

○（井上委員） 6日の、文科省の行政説明の土曜日授業についての内容ですけれども、これはどんなニュアンスの説明だったのでしょうか。進めるという、進めたいという方向だったのかどうか。

○（熊坂教育長） 実はこれは17日の前段の内容でございまして、私が所属しています初等・中等教育の分科会では、直接今まで土曜授業についての論議はしてきておりません。主に行ってきたのが、もう一つの教育課程部会、こちらが中心で進んできていますので、その部会の進捗状況で、文科省も含めて考えている方向性についての説明を、担当者がこちらへ来まして資料をもとに説明をしたということで、17日にその資料をもとにお考えを発表することがあればしてほしいという、そのようなこととございます。その話の中でも、私の考えをこの6日の日も話をしております。

○（榮利委員長） 井上委員、よろしいですか。

○（井上委員） はい。

○（榮利委員長） そのほか委員さん、ございますか。よろしいですかね。

（発言する者なし）

○（榮利委員長） それでは、ほかに質疑がありませんので、（1）教育長報告事項についてはご了承願います。

◎日程第4

○（榮利委員長） 次に、日程第4、議案第8号 教育委員長の選挙についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

○（熊坂教育長） 議案第8号でございます。

教育委員会委員長の選挙についてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、教育委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項におきまして、1年と定められております。これに基づきまして、昨年10月1日から榮利委員長さんをお願いをしていたところでございますが、本年9月30日をもって任期1年が満了となります。そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に、教育委員会は委員のうちから委員長を選挙しなければならないと定められておりますので、10月1日からの委員長を選挙いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- （榮利委員長） どうもありがとうございます。

説明は以上のとおりであります。

これより委員長の選挙を行うわけですが、選挙を行うに当たり暫時休憩いたします。

（休 憩）

- （榮利委員長） それでは会議を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続けます。

委員長選挙の方法は、投票と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決定いたしました。

それでは、どなたか指名推選をよろしく願いいたします。

はい、平田委員。

- （平田委員） 新委員長に岡本弘之さんを推薦いたします。

- （榮利委員長） ただいま岡本弘之さんを新教育委員長に推薦したいとの発言がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） 異議なしとの発言がありましたので、ただいま推薦がありました岡本弘之さんに10月1日から教育委員長としてお願いいたしたいと思えます。

◎日程第5

- （榮利委員長） 次に、日程第5、議案第9号 教育委員会委員長職務代理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） 議案第9号 教育委員会委員長職務代理者の指定についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うと定められておりますので、10月1日からの委員長職務代理者を指定していただきたく、お願いいたします。

- （榮利委員長） どうもありがとうございます。

説明は以上のとおりであります。

これより委員長職務代理者の指定を行うに当たり暫時休憩いたします。

（休 憩）

- （榮利委員長） それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続けます。

10月1日からの、委員長職務代理者につきましては、従来どおり教育委員長から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長職務代理者は委員長の私から指名させていただくことに決定いたしました。

それでは、10月1日からの委員長職務代理者に、井上正博さんを指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、井上正博さんが10月1日から委員長職務代理者と決定させていただきます。

皆様、ご協力ありがとうございました。

それではここで、10月1日からの新委員長に選任されます岡本弘之さんからご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- （岡本委員） それでは、ただいま皆様の推薦により委員長を仰せつかりました。ふつつか者ですけど、皆様のご協力を得ながら、愛川町の教育行政が滞りなくいくように努力したいと思います。よろしくお願いいたします。

- （榮利委員長） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それではここで暫時休憩に入ります。

(休 憩)

- (榮利委員長) それでは再開いたします。
-

◎日程第6

- (榮利委員長) 次に、日程第6、その他(1)教育委員会点検・評価についての説明をお願いいたします。

- (熊坂教育総務課長) 教育総務課長です。

それではご説明を申し上げます。

その他の1番目、教育委員会の点検・評価について、資料2をご覧いただきたいと思えます。

前回の定例教育委員会におきまして、点検評価委員からいただいた意見を皆様に見ていただきまして、その後各委員さんからご意見がありましたらということで意見を寄せていただいております。今回それらまとめたものを載せてございます。また、最後の部分の、教育委員会の考え方(今後の取組)というところも、そういった意見を踏まえて埋めてありますので、これからシートをご覧いただきたいと思えます。

資料には、1ページ目に一覧表で、今回、25年度の点検・評価で対象といたしました17事業につきまして、そこに一覧表で載せてございます。ページ番号というところに、それぞれのシートのページ番号が載っております。

まず1ページを見ていただきたいと思えます。1つ目の事業で、情報教育推進事業ということですが、1ページの一番下には点検評価委員さんからいただいた意見を載せてございます。こういった意見を踏まえて、各教育委員さんから寄せていただいた意見をまとめたものを、2ページ目の教育委員からの意見というところに載せてございます。

この事業について、成果と課題、また点検評価委員さんからの意見、教育委員さんからの意見を踏まえて、一番下の教育委員会の考え方ということで、今後の取り組みを簡単にまとめたものをそこに載せてございます。

以下、17事業につきまして同じような形式で、教育委員さんからいただいた意見を載せまして、最後に教育委員会の考え方ということでまとめております。

これをご覧いただきまして、こういった内容でよろしいかどうかというところでございます。

あと、当初、教育委員さんからの意見については、載せることは予定していなかったんで

すが、たくさんの意見をいただきまして、かなりのボリュームのある意見をいただいております。こういったご意見もいただいておりますので、これも生かして、そのままシートに載せていくかどうかということもご協議いただければと思います。

教育委員会全体の事業に対する考え方、今後の取り組みというのは最後の部分にまとめられているんですが、せっかくたくさんのご意見を寄せていただきましたので、これも生かすのがよろしいのではないかとということで、この辺で、皆さんのご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○（榮利委員長） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。（1）教育委員会点検・評価について、お聞きしたいことなどありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。

平田委員どうぞ。

○（平田委員） 内容ではなく、少し語尾が違っているところがありましたので、お尋ねします。2ページと26ページのところが、まず2ページのところで、丸の2個目の下から「生かすことを望みます」だと思うんですけど、「望めます」と書いてあるんで、「も」じゃなくて「み」じゃないかと。違いますか。

○（熊坂教育総務課長） 誤字です。

○（平田委員） 誤字ですか。「み」だけど「も」って書いてあるんで。

○（熊坂教育総務課長） 「み」ですね。

○（平田委員） よろしいでしょうか。あと26ページの上から、丸3個目の「そろそろアトラクション」なんですけど「アクション」で書いてある。「ト」じゃないかなと思います。

「アトラクションの方向を考えるべきと思う」という、違うんですか。

○（熊坂教育総務課長） これはアクションでしたね。

○（平田委員） アクションでよろしいんですか。

○（熊坂教育総務課長） アトラクションの意味で書いたかどうかというところで。

○（平田委員） 「アトラクション」と「アクション」では、またちょっと違うので、この点の確認をよろしく願いいたします。

○（榮利委員長） ほかの委員、何かございますか。

（発言する者なし）

○（榮利委員長） 特にございませんか。

私のほうから、よろしいですか。

教育委員会の考え方のところなんですけど、全体をもう一度見直してもらいたいですよ。言葉の表現の中で、例えば学校教育の推進で、魅力ある学校づくり推進事業の教育委員会の考え方の中で、上の段ですね、「魅力ある学校づくりの推進に取り組んでほしいと思います」という表現はおかしいですね。

それから、後ろのほうにもあるんですけど、「検討を行ってまいります」とか、それから、「期待していきたい」とかね、そういう表現が入っているんですよ。これは考え方なので、きちっと前回やったように「進めていきます」とか、そういう表現しないとまずいと思うんですよ。

もう少し広義に捉えてもらって教育委員会の考え方を表してもらわないと、文章は短くする必要はないと思うので、ちょっと再検討していただきたいんですよ。

情報機器のところなんかは、ハード面の話しか書いていないんですよ。ハード面もこれから検討していくことは大事なんですけど、実際はICTを使って、生徒、児童にどうやってそのよさとかルールづくりとか、そういうのを教えることが大事なので、そのことが全く書かれていないですよ、ハード面の話ばかりで。そういうところは考え方にならないので、もう少し検討していただきたい。

それから、3年かけて全部の事業を点検・評価するので、今回やる点検・評価は3年後になるんですよ。そうすると、将来的な展望がある程度見える今後の考え方じゃないと、やってしまって終わりになる可能性があるんで、そこはもう少し考えていただきたいんですよ。いかがでしょう。

確かに例文が、「まいります」という表現になっているので、ちょっとこの表現はあれかなと思って。私も前回の、去年の点検・評価と随分比較したんですけど、やっぱりきちんと「進めていきます」とか言い切りの文章にしておいたほうが、教育委員会としてはこういう考え方で進めますよということを、意思表示をしなきゃいけないところですから、もう一度ちょっと検討していただきたいんですが。

- （熊坂教育総務課長） はい。実際、最終的に決定をしていただくのが次回になると思いますので、今いただきましたご意見を当然取り入れていくわけですが、もう一度お持ち帰りいただいて見ていただきまして、事務局のへ意見を寄せていただくとありがたいと思います。それをもとにしまして、事務局で再度調整してまとめていきたいと、そんなふうに考えています。

○（榮利委員長） 24年度の点検・評価が終わったときには25年度はもうスタートしていて、26年度がこれからもう始まりますよね。そういう考え方をしていくと、24年度の点検・評価をするには、今現在やっている内容がきちっと正しくて、今後さらにそれをどうしていくのかというのが見えないと点検・評価にならないですよ。その年にやって終わりになっちゃうから。そののところはもう少し重みのある文章に変える必要はないですけど、継続してやるものは、きちっと継続してやるよ。形を変えていろいろ調査して進めていくのは、調査して進めていくよというのをはっきり出したほうがいいような気がするんですけどね。

ほかの委員の方、何かほかにございますか。

先ほど説明の中にありましたけど、委員の意見を全部載せるかどうかというのも、ちょっと意見がありましたらお願いしたいんですが。

井上委員、どうぞ。

○（井上委員） これはもともと、スタートのときには、ここの委員の意見をもとにして、最終的に教育委員会の考え方をまとめていくという、そういうことで出てきたわけですよ。だから、私もそういう意味ではここで意見を出しましたけれども、ここの欄の内容と、教育委員会の内容、実は本当は同じことですよ。ただ、教育委員それぞれの思いがありますし、また違った視点もあると思うので、ここで違ったような雰囲気の内容が出てきてしまうわけだと思っんです。そうすると、これはあくまでも内部的な、教育委員会内部の討議の資料であって、これが公に出てくるといときに、ちょっと心配するのはこの整合性ですよ。こんなに違う意見があるのに、委員会としてこうまとめたということになるわけですから、そこら辺の微妙な問題も、ほかの項目では、もしかしたら出てきてしまうとしたらば、ここはやっぱり内部的なもので抑えていいかなと私は思っておりますけれどもどうでしょうか。だとすると、教育委員会の考え方の欄が狭過ぎるのかなと思いますけれども。

○（榮利委員長） ほかの委員の方、どうですか。

○（井上委員） いいですか。

私は、その前の点検評価委員の意見とちょっと違うと思っんですよね。点検評価委員はあくまでも個人の方の視点ですから、全部出したほうが私はいいと思っっているんです。ただ、教育委員の意見というのは、ちょっとそれとはニュアンスを異にするし、その後にもまとめるものがあるわけなので、ここはいいんじゃないかという、そういう意味で、今お話をしましたけれども。

○（榮利委員長） 教育委員の意見は全部載せる必要はありますかという質問に対しては、全

部載せる必要はないと。

○（平田委員） ないと思います。もう少し集約してやっていただいたほうがいいかなと思います。

○（井上委員） そして、教育委員会の考え方のほうに盛り込んでということですね。

○（榮利委員長） イコールになるんだから、やっぱり今後の考え方に入れられるものは入れておいたほうがいいと思います。

そのほか、何かございますか。

（発言する者なし）

○（榮利委員長） よろしいですか。

それでは、今出された意見を事務局で反映していただきたいと思います。

ほかに質疑がありませんので、（１）教育委員会点検・評価については、説明のとおりご承認願います。

次に（２）「いじめ防止対策推進法について」の説明をお願いいたします。

○（板橋指導主事） では、資料３をお開きください。

６月にいじめ防止対策推進法が国会で成立しました。それを受けまして、今日の説明ということになります。

この資料３の一番最初が概要ということになっておりまして、次のページからの別添２というものが、その中身の一部抜粋のものになります。

説明をさせていただきます。

まず、総則の中で、このいじめ防止対策推進法の中では、大きく今回４つが、教育委員会としては考えなければいけないかなというふうになります。

まず１つ目は、法律になったということで、定義等がきちっと示されているという点。

それから２つ目に、基本方針というものを、国も示します、各自治体も示すことができますということ。学校においても示さなければいけないというふうに定義されております。後で少し詳しく説明したいと思います。

３つ目として、協議会のような、いじめ防止対策にかかわる、そういった協議会のようなものを国が設置します。地方公共団体は設置してもよいというような段階になって、学校においては設置するというふうな形になっております。

続きまして最後、重大事態への対処ということが示されております。基本的には、生命にかかわるような重大な事案が発生した場合は、対処についてということです。これについて

もきちんと対処のことが示されておりますし、少し課題もあるのかなというところもあるんですけども、まずはそこが示されたということは今回大きいことになっております。

実は、法律が6月に公布されまして、施行がこの9月末になっております。国の動向は、今、基本方針というものを作成している段階でして、8月から始まって、9月に計4回の会議、合わせて5回の会議を経て、国のいじめ方針、基本方針というものが策定されます。最終が9月26日の予定というふうに伺っておりますが、今そういう段階ですので、基本的にはその国のいじめ防止基本方針というものが固まってからの動きということになるのかなというふうに、近隣市町村等の情報も伺っていても、そのような感じになっていくかと思えます。

県についても、その国の基本方針が出てから、きちんとした説明についてはさせていただくということで、情報提供については県の事務所等から逐一いただいております。

ではすみません、簡単に中身を説明させていただきます。

まず、総則の中で、いじめの定義ですけれども、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、当該行為の対象となった児童生徒の心身の苦痛を感じているものというふうな定義とされています。基本的には今までのいじめの定義とそんなに大きく変わるものではないんですけども、一定の人的関係にあるということで、クラスメイトであるとか部活動であるとか、そういう関係がある中で行われているものということで、今回は法律では定義されております。

続いて、いじめの防止基本方針等についてですが、国、地方公共団体及び学校の各主体によるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めることというふうになります。

先ほども説明させていただいたように、国と学校については、これを定める、決めなさいというふうになっております。地方公共団体、つまり町、教育委員会の段階では、定めてもよいというふうな形になっておりますが、基本的には国県の方針を受けまして、町としてもある程度のガイドラインというものは学校に示すことになるのではないかなというふうに今のところ考えております。

2つ目として、いじめ問題対策協議会を置くことができるというのが、地方公共団体ではあります。

学校については、その下の段の三の2の中にありますけれども、「学校は」というところから、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くことということで、名前についてはいじめ

問題対策協議会という、名前は特に示されていないんですが、そのような組織を置くことと
いうことで、これは必置という形になります。今後そこら辺の、今ある学校のそれぞ
れ組織を生かした中で、どういう方向がいいのかというものについてもきちんと示したり協
議していく部分が必要になってくるかなというふうに考えております。

それから、個別のいじめに対して学校が講ずる措置ということで、いじめの事実確認、い
じめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指
導またはその保護者に対する助言について定めるということで、ここについては今まで学校
がやってきたことをきちんとやりなさいよということを法律で裏づけているという部分であ
ります。

そして最後ですが、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの
所轄警察署との連携について定めることということで、ここら辺が今までのいじめ対策関係
と少し新しく出てきた動きという部分でしょうかね。犯罪行為であると認められれば、すぐ
に警察とも連携しながら、今後していきましようということになっております。愛川町には
警察との連携制度等もありますので、そこら辺が十分活用されるような部分が想定されてい
るかなと思います。

続きまして、四の重大事案への対処ですが、これは本当に、もしもの場合ではございます
が、学校の設置者またはその設置する学校は、重大事案に対処し、及び同種の事態の発生の
防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うもの
とすることというふうになっております。具体的には、町等が、そこについてきちっと調査
し、明確にしていくということです。3の中には重大事案が発生した旨の報告、地方公共団
体の長による調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずる等についてもしていくと
いうようなことが書いてあります。これについては必置ということではなく、何かそういう
重大な事案があったときのための準備ということで、こういうことも考えておきなさいとい
うことで示されております。

概要につきましてはこのような内容になっております。

あと、1枚めくっていただいたこの条文の中の2枚目あたりに、1の(四)いじめの禁止
ということで、児童等はいじめを行ってはならないこととしたと、条文の中で、児童に対し
てもいじめはしてはいけませんよということが一応書かれているなんていうことは、論議も
されましたけれども、一応表記として載っているということをご承知おきいただければと思
います。

詳細については、ちょっとまた細かくなりますので、また内容について、今後教育委員会として学校等と協議した中でお知らせできればと思っております。

以上です。

○（榮利委員長） どうも、説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。（２）いじめ防止対策推進法について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。特にございませんか。

（発言する者なし）

○（榮利委員長） 質疑がありませんので、（２）いじめ防止対策推進法については説明のとおりにご承認願います。

次に（３）食物アレルギーについての説明をお願いいたします。

どうぞ。

○（熊坂教育総務課長） それでは、（３）の食物アレルギーにつきましてご説明申し上げます。資料の４をご覧ください。

学校給食におきます食物アレルギー対応につきましては、従来から行っているところでございますが、昨年12月の東京調布市の児童が給食で亡くなった事例を受けまして、食物アレルギー対応について統一的な対応を図る必要が出てきております。こうしたことから、愛川町でも校長会におきまして、統一的な対応について協議をしてきたところなんです。ここで学校給食における食物アレルギー対応ということでもまとめが行われまして、児童とかかわっている全教職員が食物アレルギーのことを正しく理解して、アレルギー症状が出たときとか、緊急時の対処方法について認識して協力体制をつくっておく必要がありますことから、こういった対応を定めたものでございます。これについては9月9日付で各小中学校長に一応示しまして、この統一的な対応で対応するよということ、通知をしているところでございます。具体的な内容でございますが、1枚めくっていただきまして、愛川町学校給食食物アレルギーの対応ということで、1ページをご覧ください。

これまでもアレルギーのある子供については随時把握をして、給食ですと除去食とか、そういった対応も行ってきたところですが、今年の、ああいう実際の死亡事故例を受けまして、さらに徹底したものが必要だということ、こういったマニュアルを作成したものでございます。

具体的な流れでございますが、1ページ目の矢印で流れが書いてあるところをご覧ください。

い。どういったことでその対象児童を把握していくかということですが、就学時健診ですとか、新入学の説明会等で説明をして、保護者から申し出がある場合もありますし、また随時、突然発症する場合もございますので、そういったときは保護者から申し出を受けると。また、保健調査票、これは全児童からとっているものですが、それにアレルギーの関係について記載があったものについては、保護者へ調査票、このアレルギー対応の調査票を配付することとしております。それで詳しい内容を提出していただくんですが、それに医師の診断書ですとか、あと食事指示書、こういったものをつけていただいて提出していただくような対応をとります。その後、保護者との面談を実施しまして、学校長、教頭、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養士、こういった者が協力して対応するということになります。

4番目に、食物アレルギー対応委員会を開催となっております。先ほど言いました学校長以下、メンバーでこの委員会を開催して、その児童に対する対応について協議をいたします。

5番目に、学校長が対応を決定いたします。

対応が決定しましたら、6番目にありますように対応児童生徒の一覧表を作成して、同時に保護者への対応を、内容を通知いたします。

それから、教職員への周知徹底ということで、それぞれの子がどういったアレルギーを持っているかを徹底いたしまして、その後給食での対応を開始するということになります。これについては毎年1回見直しを行って、変更があった場合はそれぞれ対応していくというような形で、その学校にどんな食物アレルギーを持っている子がいるかということ、まず詳細に調べまして、それぞれの対応を図っていくというものでございます。

食物アレルギーにつきましては、こういったことで対応をとっていくということでございます。なお、中学校給食については、特に食物アレルギー対応は行っておりません。これは希望でお弁当の持参が可能ということですので、小学校給食については、こういった対応をとっていくということで定めております。

説明は以上です。

○（榮利委員長） 説明ありがとうございます。

これより質疑に入ります。（3）食物アレルギーについてお聞きしたいことなどありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。

井上委員、どうぞ。

○（井上委員） 今の中学校給食についてもう少しお話しいただきたいんですが、これは多分、

こういう結論が出るまでに相当いろんな検討をされたと思うんですね。検討された結果、そういうことでいこうというふうに結論されたと思いますが、その内容をもうちょっと詳しくお聞きしたいんです。

6年生までの小学校の中で、例えば食物アレルギーがあって、学校がこのマニュアルに従って対応していく子供が、当然卒業して中学に入れば、実態としてはそのままあるわけですよ。それが中学校に行ったときに、こういうものはないとすると、それは中学校の対応に任せるといことなのか、そこは今度親に任せるといことなのか、当然情報は行くと思いますが、そこら辺のつながりといいますか、その辺はどうなってるんだろうかと思ったんですけど。

あと、中学校がこれに対してどういうふうな意見を持っているかというか、何かあったかどうか。

- （熊坂教育総務課長） 中学校給食ですが、食物アレルギー対応はしていないということなんです。これは例えば、今実施しているデリバリーの給食の中で、この子はアレルギーを持っているから除去食を用意しようとか、そういった対応はしていないということです。というのは、お弁当持参も選べるようなデリバリー方式となっておりますので、給食自体はそういった対応をとっております。

また、小学校から中学校に上がった場合のそういった情報なんです。それはもちろん、その子がアレルギーを持っている場合は、中学校の養護教諭も把握しておく必要がありますので、そういった連携はとってまいります。あと、中学校でも、やはり小学校からアレルギーのまま上がってきた子がいて、いつ症状が出るかという心配がありますので、学校によってはエピペンの対応とか、そういったところもこれから研修を行って、緊急時にも対応できるような対策は中学校もとっていこうということでは考えております。

以上です。

- （榮利委員長） 井上委員、よろしいですか。

そのほか何か、委員さん、ございますか。

（発言する者なし）

- （榮利委員長） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がありませんので、（3）食物アレルギーについては説明のとおりご承認願います。

以上で本日の議事案件等は終了いたしました。各委員から何かご意見等ありましたらお

願いいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

- (榮利委員長) それでは、特にないようでありますので、事務局から何かございますか。
よろしいですか。

(発言する者なし)

- (榮利委員長) それでは、以上で9月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会
したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (榮利委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、9月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成25年10月28日

教育委員長 岡本弘之

職務代理者 井上正博

教育委員 平田明美

教育委員 榮利隆一

教育長 熊坂直美

調整職員 井工 守